

Title	ドイツにおける環境・法的救済法の成立（一）：団体訴訟の法的性質をめぐる一考察
Author(s)	大久保, 規子
Citation	阪大法学. 57(2) P.1-P.14
Issue Date	2007-07
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55139">https://doi.org/10.18910/55139</a>
DOI	10.18910/55139
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## ドイツにおける環境・法的救済法の成立（一）

——団体訴訟の法的性質をめぐる一考察——

大久保 規 子

## 一 はじめに

二〇〇六年二月七日、ドイツにおいて、「E.C市民参加指令（2003/35/EG）」に基づく環境事項の法的救済に係る補完的規定に関する法律（UmwRBG：環境・法的救済法）が成立し、同年二月一五日に施行された。<sup>①</sup> 環境・法的救済法は、いわゆるオーフス条約<sup>②</sup>と「環境に係る計画、プログラムへの市民参加指令」（市民参加指令）に対応するため、従来、自然保護の領域に限って認められてきた環境団体訴訟を環境法の領域一般に拡大することを柱とする法律である。

オーフス条約は、① 環境情報へのアクセス、② 環境に関する政策決定への参加、③ 司法アクセスという三つの柱から成り、これらの権利を、NGOも含め、すべての市民に保障することを目的とする。EUは二〇〇五年二月一七日にオーフス条約を批准したが、それに先立ち、二〇〇三年には、① 新環境情報公開指令（2003/4/EG）と② 市民参加指令が採択され、③ 環境に係る司法アクセス指令案（COM（2003）624）が提案されし<sup>③</sup>。これ

ら三つの指令および指令案は、基本的に、それぞれオーフス条約の三つの柱に対応するものであるが、市民参加指令には、環境団体訴訟に関する規定も一部含まれている。

ドイツは、この数年、オーフス条約の批准と上記EC指令の国内法化の準備を進めてきた。その結果、新環境情報公開指令については、国内法化の期限である二〇〇五年二月一四日に新連邦環境情報公開法を施行することができた。しかし、市民参加指令については、国内法化の期限（二〇〇五年六月二五日）を遵守することができず、関連法令の整備が喫緊の課題となっていた。オーフス条約と市民参加指令は、環境団体に幅広い司法アクセスを認めるよう求めており、これらの基準を充たすためには、新法による環境団体訴訟の拡充が不可欠であった。そこで、環境・法的救済法が制定されるとともに、市民参加規定の拡充・強化に関しては、別途、市民参加法<sup>4</sup>が可決・成立している。この二つの法律により、オーフス条約と市民参加指令の基準が充たされたとして、二〇〇七年一月五日、ドイツはオーフス条約を批准した。

環境・法的救済法は、一定の要件を充たす承認団体が「自己の権利侵害を主張することなく」訴訟を提起できる旨を定めており、この点では、自然保護法に基づく既存の公益的団体訴訟（*altruistische Verbandsklage*）と共通性を有している。しかし、環境・法的救済法に基づく団体訴訟の特徴は、承認団体は「個人の権利を根拠づける」環境法規違反しか主張し得ないとされていることである。すなわち環境団体の原告適格は拡大されたものの、裁判で主張できる違法理由が著しく制限されてしまったのである。

ドイツでは、行政裁判法四二条二項により、原則として、自己の権利侵害を主張する者にのみ、行政訴訟の原告適格が認められている（いわゆる侵害訴訟）。このような通常の侵害訴訟によっては環境法規違反に対する司法のチェック機能を十分に確保することができないとして、団体訴訟には、この司法審査の欠缺を補い、環境法の執行

強化を促進する役割が期待されてきた。実際、個人の原告適格が認められにくい領域のうち、自然保護の分野では団体訴訟が導入され、有効性を発揮している。しかし、ドイツでは、従来、公害分野であっても、予防的規定をめぐる紛争においては、それが公権を根拠づけるものではないことを理由に個人の原告適格が否定されてきた。また、温暖化や化学物質等、既存の訴訟システムでは司法審査が十分確保できない分野が増えているとして、一般的・包括的な環境団体訴訟の導入を求める声が高まっていた。

ところが、環境・法的救済法によって導入された新たな団体訴訟は、結局、権利を侵害された個人の「代位訴訟」でしかなく、通常の訴訟以上に司法のチェック機能を強化するものではない。また、環境・法的救済法の規定はオーフス条約と市民参加指令の基準を充たすものとはいえないとして、同法に対しては厳しい批判がなされている<sup>(5)</sup>。さらに、従来、ドイツでは、他のEU諸国と異なり、主観訴訟と客観訴訟の厳格な区別が維持されてきたが、新たな団体訴訟は、いわば両者の「ハイブリッド型」<sup>(6)</sup>の訴訟であるということもでき、団体訴訟の法的性質に關し、新たな理論的課題を投げかけている。他方、最近では、環境領域における個人の原告適格をより緩やかに認め、主観訴訟の範囲そのものを拡大すべきであるとする議論も強まっている<sup>(7)</sup>。そこで、本稿では、環境・法的救済法の制定過程および内容を分析し、新法のオーフス条約および市民参加指令への適合性を検討するとともに、団体訴訟の法的性質について論ずることとする。

## 二 環境・法的救済法の背景

### 1 ドイツにおける環境団体訴訟の導入

環境団体訴訟にはいくつかの類型があるとされているが、実務上活用されてきたのは、① 団体被害者訴訟

(Verbandsverletzungsklage)´ ② 参加訴訟 (Mitwirkungsklage)´ ③ 公益的団体訴訟である<sup>(8)</sup>。第一の団体被害者訴訟は、団体が、土地所有権等、自己の実体的権利を守ることを目的とする訴訟であり、他の自然人や法人と同様に、特別の規定がなくても認められる訴訟類型である。従来、公益的団体訴訟が限定的にしか認められていなかった州においては、開発予定地周辺の土地を買取るなどの方法で、団体被害者訴訟が活用されてきた。第二の参加訴訟とは、法律により認められた参加権を侵害された場合に当該団体が提起する訴訟であり、手続法的団体訴訟とも呼ばれる。従来判例は、自然保護法に基づき承認団体に与えられる手続的権利を公権であると解し、参加訴訟の適法性を認めてきた。第三の公益的団体訴訟は、団体自身の権利侵害の有無にかかわらず、環境利益そのものを守り、違法な行政の是正を目的とする訴訟である（狭義の団体訴訟）。公益的団体訴訟は、個人の権利保護を基本とする行政訴訟制度の例外を成すものであるから、特別の法律の規定が存在する場合にのみ許容される。

公益的団体訴訟は、これまで自然保護の領域に限って漸次認められてきた。当初の連邦自然保護法には団体訴訟に関する規定がなく、一定の要件を充たす承認団体の参加制度のみが定められていた。州の自然保護法により、最初に公益的団体訴訟を導入したのはプラーメンであり（一九七九年）、その後、多くの州で団体訴訟が認められるようになった。このように州レベルでの導入が先行したため、公益的団体訴訟の対象範囲については、現在に至るまで州によって多様性が認められる。

一九九〇年代に入ると、州レベルの団体訴訟に関する肯定的評価を背景として、連邦レベルでも団体訴訟を導入しようとする具体的な動きが現れた。一九九〇年に公表された「環境法典総則案」（いわゆる教授草案）や「環境法典に関する独立専門家委員会」の環境法典案（一九九八年）にも連邦レベルの団体訴訟の創設が盛り込まれていたが、環境法典自体が頓挫したため、その実現には至らなかった。しかし、その後、二〇〇二年の連邦自然保護法

の改正により、自然保護の分野に限っては、漸くすべての州と連邦レベルで公益的団体訴訟が導入された。<sup>9)</sup>

## 2 オーフス条約と市民参加指令の採択

連邦レベルで公益的団体訴訟を導入する大きな契機となったのは、オーフス条約の発効(二〇〇一年)であった。市民および環境団体の司法アクセスについて、オーフス条約九条は、① 環境情報の不開示決定、② 同条約により参加手続の保障が義務づけられている各種許認可、③ 自国の環境法に反する私人または公的機関の作為・不作為に分けて規定するとともに、情報提供や資金援助等、訴訟援助のためのしくみの検討を義務づけている(同五項)。

九条によれば、環境情報の不開示決定については、すべての開示請求権者に訴権を保障すべきとされているのに対し(同一項)、環境法規違反の作為・不作為については、国内法により訴権を有する市民の範囲を限定することができる(同三項)。また、各種許認可に関する訴権は、① 十分な利益を有する関係市民、または、② 締約国の行政訴訟法が要件としている場合には、権利侵害を主張する関係市民に対して保障しなければならない(同二項)。「関係市民」の定義については二条五項が定めており、それによれば、決定により影響を受けるか、受けるおそれのある市民、または決定に利益を有する市民を指す。その際、国内法の要件を充たす環境団体は決定に利益を有する市民とみなされることが明記されている。また、九条二項にいう「十分な利益」または「権利侵害」の内容は各国内法の定めによるが、関係市民に広範な司法アクセスを保障するという目的と矛盾しないようにしなければならない。この目的から、関係市民に含まれる環境団体は、①の要件を充たすものとみなされるときに、②にいう権利の主体たり得ると定められている。九条二項の解釈をめぐっては、後述のようにさまざまな議論がなされているが、ドイツがオーフス条約を批准するためには、少なくとも連邦レベルにおける団体訴訟の導入が不可避であるという

共通認識に立って、連邦自然保護法の改正が実現したものである。

また、二〇〇三年の市民参加指令では、オーフス条約が対象として掲げる各種許認可に関する参加手続、これに係る法的救済の保障に関する規定等が定められた。具体的に、司法アクセスに関しては、環境アセスメント指令（EIA指令：1985/337/EWG）一〇a条および統合的汚染防止管理指令（IPCC指令：1996/61/EG）一五a条が新たに設けられ、両指令に基づき決定について、手続的および実体的違法を争うことができるようにすることが義務づけられた。オーフス条約の場合と同様、訴訟を提起することができるのは、①十分な利益を有する関係市民または②権利を侵害される関係市民であり、関係市民に含まれる環境団体は①の要件を充たすものとみなされるとともに、②にいう権利の主体たり得る旨が明記されている。ここでいう「関係市民」の定義も、オーフス条約と平仄を合わせたものとなっている。EIA指令とIPCC指令は主な産業施設をほぼ網羅的に対象としており、市民参加指令により、司法アクセス指令の採択を待たずして、これら産業施設の設置に係る団体訴訟の導入がEU法上義務づけられることになった。

### 3 環境・法的救済法の制定経緯

市民参加指令の国内法化の期限が二〇〇五年六月二十五日とされたため、連邦環境省は、二〇〇五年二月二日、市民参加法案と環境・法的救済法案（二〇〇五年法案）を公表した。その直前に、環境問題専門委員会（SRU）は、団体訴訟を環境領域全般へ拡大すべきであり、それはEU法上の義務でもあるとする意見書（二〇〇五年二月）を公表しており、二〇〇五年法案は、この意見書を踏まえて幅広く環境団体訴訟を認める内容となっていた。すなわち、同法案一条は、自然保護法上の承認団体の場合とほぼ同じ要件を充たす団体に「自己の権利侵害を主張

することなく」訴訟を提起できる資格を付与している(同一項)。主な訴訟要件は、①環境保護法規違反を主張していること、②定款に基づき「自」の任務領域に関わっていること、③決定手続に参加したこと、または、意見表明の機会が与えられなかったことである(同三項)。また、本案要件は、①決定が環境保護法規に違反していること、②決定が当該団体の定款に基づき任務領域に関わっていることである(同六項)。これらの要件は、基本的に、連邦自然保護法に基づく既存の団体訴訟制度に倣ったものであり、主張できる違法理由を「個人の権利を根拠づける」環境法規違反に限るとする制限は設けられていない。しかし、市民参加法案も環境・法的救済法案も最終的な成案をみないうちに市民参加指令の国内法化の期限を徒過し、政権交代を迎えることとなった。

二〇〇五年七月二十八日、EC委員会はドイツに対する条約違反手続に着手し、二〇〇六年二月六日のドイツ政府の意見書提出を受け、六月に入りヨーロッパ裁判所に対する手続を開始した<sup>11)</sup>。これに対し、二〇〇五年秋に発足した大連立政権は、二〇〇六年六月三〇日に新たな環境・法的救済法案(二〇〇六年法案)を策定して、法案の成立を急いだ<sup>12)</sup>。政府案に対しては、連邦参議院でいくつかの修正提案がなされ<sup>13)</sup>、最終的に若干の修正が加えられたうえで<sup>14)</sup>、法案は可決・成立した。立法過程では、同法案のEU法への適合性をめぐり、学界のみならず、環境団体および事業者団体からもさまざまな意見書や鑑定書が公表されたが、この点については後述する。

### 三 環境・法的救済法の概要

環境・法的救済法は、わずか六カ条から成る短い法律であり、適用領域(二条)、団体の法的救済(二条)、団体の承認(三条)、手続規定の適用の際の瑕疵(四条)、経過措置(五条)および施行日(六条)に関する定めが置かれている。以下、順に述べることにする。



## 1 適用領域（二条）

環境・法的救済法に基づく司法審査の対象については、列挙主義が採られている。市民参加指令に対応し、同法一条一項一文では、① 連邦法および州法に基づいて環境アセスメントが義務づけられている行政決定（同一号）と、② IVP指令の対象となるその他の許認可（同一号）が出訴事項とされている。また、現行法に反して必要な許認可手続を経ないで設置・運営されている計画・施設に対しても訴訟を提起することができる（同一文）。環境アセスメントの対象行為には、計画確定判決が行われるインフラ計画（道路、鉄道、各種産業施設等）や特定の地区詳細計画が含まれる。また、IVP指令の対象行為には、環境アセスメントの対象外の連邦インミッション防止法に基づく設置認可や事後命令、これらの施設認可に関係する水管理法上の許可も含まれるため、主要な産業施設の設置を団体訴訟で争うことが可能となった。

また、同条二項では、環境・法的救済法が、国連海洋法条約にいう排他的経済水域または大陸棚にも適用される旨が定められている。その結果、従来<sup>15</sup>の判例では環境団体訴訟の対象外とされてきた沿岸域の開発行為（例えば、風力発電パークの建設）も争えるようになった。

## 2 団体の法的救済（二条）

環境・法的救済法の柱を成すのが、環境団体の法的救済要件について定めた二条である。ここでいう法的救済には、訴訟のみならず異議審査請求も含まれる。

まず第一に、同条一項によれば、法的救済を提起することができるのは、原則として同法三条の規定に基づいてあらかじめ承認を受けた国内外の団体に限られる。法的救済を求める際に、承認団体は自己の権利侵害を主張する

必要はないが、次の三つの要件を充たす必要がある。

① 当該決定または不作為が、個人の権利を根拠づけ、決定に重要な意義を持ちうる環境法規に違反していることを主張すること。

② 環境保護目的の促進という自己の定款上の任務領域に関係があることを主張すること。

③ 手続に参加する権利があり、かつ、当該事項について意見表明をしたか、現行法規に反し意見表明の機会が付与されなかったこと。

このような新法のしくみは、承認団体制度の採用という点では自然保護法上の団体訴訟と同様であり、②および③の要件も共通している（連邦自然保護法六一条二項一号および三号参照）。しかし、従来の公益的団体訴訟や二〇〇五年環境省草案と本質的に異なるのは①の要件である。自然保護法以外の環境法規違反も争うことができるという点では、従来、自然保護法の分野に限られていた団体訴訟の範囲を環境領域一般に拡大したということもできるが、「個人の権利を根拠づける法規」違反のみを主張できるとする文言が挿入されたことで、新たな団体訴訟の機能は著しく制限されることとなった。すなわち、新法に基づく団体訴訟の司法審査の範囲は、個々の国民による通常の侵害訴訟の域を出るものではなく、あらゆる環境法規違反に司法的コントロールを及ぼすという二〇〇五年環境省草案の目的は実現されなかった。そのため、環境・法的救済法の成立後も、自然保護法上の団体訴訟は独自の意義を有しており、二種類の団体訴訟が併存することとなった。<sup>16)</sup>

第二に、二条二項では、未承認の団体であっても、① 実質的に承認要件を充たし、② 承認を申請中ではあるが、③ 団体の責に帰するべきでない理由で承認が未だ与えられていないときは、法的救済を提起することができる旨が定められている（同項一文）。立法理由書では、例えば承認をめぐる係争中であるというような場合には団体の

責に帰すべき理由があるとはいえないのに対し、一〇年以上前に設立された団体が、法的救済を求める段になって初めて申請を行ったというような場合は保護されない。ただし、外国の団体は、③の要件を充たしているものとみなされるため（同項二文）、例えば、承認団体制度について不知であったため承認を得ていなかったという場合でも適格団体とみなされるとされている。<sup>17)</sup>ただし、結果的に承認が拒否された場合には、当該団体の係属中の訴訟等とは不適法となる（同項三文）。

市民参加指令という関係市民に該当する団体が、その責に帰すべき理由がないにもかかわらず、承認手続の遅れから法的救済を提起できないとすれば、そのようなしくみはオーフス条約や市民参加指令に反する。また、外国の団体の差別的取扱いは禁止されているが、従来の自然保護法の場合のような事前承認制度では、外国の団体が訴訟を提起しにくくなり、国内の団体よりも不利となる。その対応策として、二〇〇五年環境省草案では、行政による事前の承認団体制度に替えて、裁判所が事案ごとに適格要件の有無を判断する仕組みが盛り込まれていた。これに対し、新法では、行政による承認団体制度を維持したうえで、申請中の団体については例外的に裁判所が適格性を個別判断するとともに、外国の団体に関する特別の配慮規定が設けられたものである。<sup>18)</sup>

第三に、団体が参加手続において意見表明の機会を有していた場合には、当該手続において主張し得たにもかかわらず主張しなかった異議を主張して、法的救済を求めることはできない（二条二項）。同様の制限は、手続の手戻りを防ぎ、決定の受益者を不意打ちから守るため、自然保護法上の団体訴訟にも設けられている（連邦自然保護法六一条三項）。

第四に、異議審査請求期間および出訴期間は、いずれも団体が当該決定を知った日または知ることができた日から一年とされている（二条四項一文）。また、不作為の場合であって、かつ、団体がこの状況を知り、または知る

ことができた場合についても同様である(同項項二文)。

第五に、二条五項では、団体の勝訴要件として、当該決定または不作為が、個人の権利を根拠づけ、決定に重要な意義を持ちうる環境保護法規に違反し、かつ、定款上団体が促進すべき目的に含まれる環境保護利益に関わっていることが挙げられている。同様に、地区詳細計画に関しては、環境アセスメントを実施する義務のある計画の許容性を基礎づける地区詳細計画の確定が、個人の権利を根拠づける環境法規に違反し、かつ、定款上団体が促進すべき目的に含まれる環境利益に関わっていることが必要である。

### 3 団体の承認(三条)

適格団体の承認要件については、三条一項が定めている。それによれば、承認は、申請に基づいて、次の要件を充たす国内外の団体に付与される。

- ① 定款に基づき理念的、かつ、継続的に主として環境保護目的を促進していること(一号)。
  - ② 承認の時点で少なくとも三年存続し、かつ、この期間内に一号にいう活動を行ってきたこと(二号)。
  - ③ 適正な任務遂行が保証されていること。その判断に際しては、従来の活動の種類および範囲、団体の構成員の範囲並びに活動能力が考慮されなければならない(三号)。
  - ④ 公課法五二条にいう公益目的を追求していること(四号)。
  - ⑤ 当該団体の目的を支持する者は誰でも、完全な投票権のある会員として入会可能であること。ただし、専ら法人会員のみから構成される団体の場合には、法人会員の過半数がこの要件を充たしていれば足りる(五号)。
- 承認は、定款に基づいて任務領域を特定して行われる(同項三文)。これらの要件は、基本的に自然保護法の承

認要件とほぼ共通しており（連邦自然保護法五九条一項および同六〇条三項参照）、連邦自然保護法または州法に基づく承認団体は、同時に環境・法的救済法の承認団体ともみなされる（同項四文）。自然保護法の場合と若干異なるのは、第一に、承認団体の目的が、「自然保護」から「環境保護」に拡大されていることである。第二に、自然保護法に基づく連邦レベルの承認団体は、少なくとも一つの州を越える活動を行っていることが要件とされている。これに対し、新法の承認団体にはそのような限定はなく、ローカルな団体も承認を得ることができ、第三に、自然保護法では公課法にいう公益目的を追求している団体であるが故に法人税を免除されている団体であることが要件とされている。しかし、法人税の免除を要件とすると外国の団体が国内の団体に比して不利になるため、法人税の免除は、新法の承認要件とはされていない。<sup>19)</sup>

承認を行うのは連邦環境庁である。許認可官庁が承認団体リストにアクセスしやすくすべきであるとの連邦参議院の指摘を受けて、<sup>20)</sup>連邦環境庁は、承認を公にすることができるとされている（同二項）。承認は授益的行政行為であり、行政手続法の基準に基づく取消しまたは撤回が可能である（行手法四八条・四九条<sup>21)</sup>）。また、承認の拒否に対しては、義務づけ訴訟を提起することができる。

#### 4 手続規定適用の瑕疵（四條）

環境・法的救済法四條一項によれば、必要な環境アセスメントまたはその要否に係る必要な事前審査が実施されず、かつ、これが事後的にも治癒されなかった場合には、当該計画の許認可の取消しを求めることができる。ドイツでは、原則として、手続的瑕疵は決定に本質的な影響を与え得る場合にのみ取消理由となるとされているが（行手法四六条・七五條一a項）、市民参加指令では、決定の実体的違法のみならず手続的違法をも争えるようにする

ことが義務づけられていることから、その特則が設けられたものである。

二〇〇五年草案では、重要な書類を閲覧に供しなかった場合や市民参加が実施されなかった場合等も、取消理由となる旨が明記されていた。また、当初の二〇〇六年法案においても、環境アセスメントの不実施等を例示的に掲げる方式がとられていたのに対し、<sup>(22)</sup> 四条自体を削除すべきであるとする連邦参議院の要求を受けて、取消理由となる手続的瑕疵が現行法のように限定された。<sup>(23)</sup>

## 5 経過規定 (五条)

環境・法的救済法は、二〇〇六年二月二十五日以前に終了した決定を除き (五条二文)、市民参加指令の国内法化期限である二〇〇五年六月二十五日以降に開始された手続にも遡及的に適用される (五条一文)。

- (1) Gesetz über ergänzende Vorschriften zu Rechtsbehelfen in Umweltangelegenheiten nach der EG-Richtlinie 2003/35/EG (Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz) vom 7. 12. 2006, BGBl. I S. 2816.
- (2) オーフス条約の正式名称は「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約」といい、一九九八年六月にデンマークのオーフスで採択されたため、オーフス条約と呼ばれている。同条約は二〇〇一年一〇月に発効し、二〇〇七年一月末現在の加盟国は四〇カ国に達している。同条約については、高村ゆかり「情報公開と市民参加による欧州の環境保護」法政研究 (静岡大学) 八巻一号 (二〇〇三年) 一頁以下参照。
- (3) その概要については、拙稿「オーフス条約とEU環境法」環境と公害三五巻三号 (二〇〇六年) 三二頁以下参照。
- (4) Gesetz über die Öffentlichkeitsbeteiligung in Umweltangelegenheiten nach der EG-Richtlinie 2003/35/EG (Öffentlichkeitsbeteiligungsgesetz) vom 9. 12. 2006, BGBl. I S. 2819.
- (5) Vgl. z. B. H.-J. Koch, Die Verbandsklage im Umweltrecht, NVwZ 2007, S. 369ff.; S. Schlacke, Das Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz, NuR 2007, S. 8ff.; A. Schmidt/P. Kremer, Das Umwelt-Rechtsbehelfsgesetz und der weite Zugang

zu Gerichten, ZUR 2007, S. 57ff.

- (6) S. Schlacke, a. a. O., S. 8.
- (7) Vgl. Kloepfer, Umweltrecht, 3. Aufl. 2004, § 8Rn. 20ff. また、モニカ・ベーム「ドイツおよびヨーロッパ環境法における予防原則の展開」阪大法字本号（二〇〇七年）一二七頁以下参照。
- (8) 拙稿「ドイツ環境法における団体訴訟」塩野宏先生古稀祝賀・行政法の発展と変革（下巻）（有斐閣・二〇〇二年）三五頁以下参照。
- (9) 拙稿「ドイツにおける環境団体訴権の強化——二〇〇二年連邦自然保護法改正を中心として——」行政管理研究一〇五号（二〇〇四年）三頁以下参照。
- (10) 拙稿「前掲論文」（注三）三三頁以下参照。
- (11) Vgl. BT-Drs. 16/2495 vom 4. 9. 2006, S. 7, Ziff. 2b.
- (12) BT-Drs. 16/2495.
- (13) BT-Drs. 16/2931 vom 12. 10. 2006.
- (14) BT-Drs. 16/3312 vom 8. 11. 2006.
- (15) Vgl. z. B. OVG Hamburg, Beschl. vom 3. 12. 2004-1 Bf. II 3/04, NuR 2005, 472.
- (16) Vgl. S. Schlacke, a. a. O., S. 13; A. Schmidt/P. Kremer, a. a. O., S. 59.
- (17) BT-Drs. 16/2495, S. 12.
- (18) BT-Drs. 16/2495, S. 12.
- (19) BT-Drs. 16/2495, S. 13.
- (20) BT-Drs. 16/2931, S. 7.
- (21) BT-Drs. 16/2495, S. 13.
- (22) BT-Drs. 16/2495, S. 6.
- (23) BT-Drs. 16/2931, S. 8.